

重度・重複障害児教育に関する研究

－国立久里浜養護学校の教育実践について－

吉川明守

A study on the education for severely and/or multiply disabled children
-An educational practice on The National KURIHAMA School for Children with Disabilities-

Akimori Yoshikawa

1. はじめに

本研究は、我が国の重度・重複障害児教育の先導的役割を果たすべく設置された国立久里浜養護学校（以下、「久里浜養護学校」と記す）の教育実践を、概観するものである。同校は、昭和54年4月1日の養護学校教育の義務制実施の準備のために、昭和48年9月29日に設置された、我が国における唯一の国立の単独設置養護学校である。

平成16年4月1日に国立大学の法人化による改組で、筑波大学の附属学校（現在の筑波大学附属久里浜特別支援学校）となり、それと同時に、就学対象を知的障害が伴う自閉症児に特化させ、発展的にその役割を終えた。この約31年間に同校が、養護学校教育における義務制実施上の教育実践課題の解決に貢献してきたことのみならず、その後の重度・重複障害児教育の充実（質的向上）に重要な役割を果たしてきたことは、昭和62年4月の臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」¹⁾や平成13年1月の21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」²⁾、平成15年3月の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」³⁾等から、垣間見ることができる。

しかし、久里浜養護学校の幕引き答申と思われる「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」をみても、第5章3（1）に「国立久里浜養護学校は、昭和48年9月に重度・重複障害の児童生徒を受け入れる国立の養護学校として設置され、国立特殊教育総合研究所との相互協力の下で、教育研究や研修の充実に取り組んできた。養護学校への就学の義務化を控えて重度・重複障害の児童生徒の教育や指導の方法を開発することは重要な政策課題であり、実際的な教育研究や研修面での臨床実践の場として機能し、当該児童生徒の就学の確保に大きく貢献した。しかしながら、全国的に養護学校が整備され、また、重度・重複障害の児童生徒の受入れも進められてきている一方で、国立大学の法人化が具体化し、国立久里浜養護学校を含め国立学校の今後の在り方が問題となったところである。」と包括的な評価が記述されているものの、重要な政策課題であった重度・重複障害児教育における指導の方法開発に関して、どのような成果があり、どのような課題を残してその役割を終えたのかが、具体的には明らかではない。

このことを解明しておくことは「21世紀の特殊教育の在り方について（最終）報告」や「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で指摘されているように、今だ多くの課題を抱えている重度・重複障害児における教育現場の課題解決に向けての実践研究のみならず、現在、政策課題として「自閉症児教育における指導の方法開発」に取り組んでいる筑波大学附属久里浜特別支援学校のように、政策課題解決を与えられた学校の使命達成のための教育実践研究の指針となるものと考える。

本研究は、このような目的に資するため、久里浜養護学校の教師が印刷媒体によって教育実践に関する紹介・発表を行ってきたものを特殊教育諸学校における幼稚部教育要領（以下「教育要領（特支）」と記す）や小学部・中学部学習指導要領（以下「学習指導要領（特支）」と記す。）の内容との関連で分析・検討・整理し、当該校の教育実践を概観する。さらに、その結果に基づき、今後の政策課題解決を使命とする学校における教育実践研究等の指針についても考察し、提言を行う。

2．久里浜養護学校の概要

概要については、「平成15年度学校要覧」⁴⁾をもとにして作成した。

(1) 設置の趣旨

心身の障害をもつ児童等のうち特に障害が重度または重複している者については、その教育方法が明らかにされておらず、まだ十分な教育が行われていない現状にある。本校は、国立特殊教育総合研究所が行うこの教育の実践的研究に協力する目的をもって、同研究所との相互協力の下に教育を行う学校として設置された。

(2) 教職員の定員：()中の数字は定数、[]中の名称は、改称前の名称

校長(1) 教頭(1) 教諭(29) 養護教諭(1) 寄宿舎指導員[寮母](11) 事務職員(5) 栄養士(1) 看護師[看護婦](7) 非常勤職員(学校医：8、学校歯科医：1、学校薬剤師)

(3) 就学対象

入学を希望する前年度の末日現在において満3歳以上に達する幼児及び学齢児童で、概ね次のいずれかの障害を有する者とする。 盲・知的障害、 聾・知的障害、 盲・聾・知的障害、 肢体不自由・知的障害、 知的障害(重度) 情緒障害(重度) その他の重複障害

(4) 入学者の決定方法

就学対象に該当する者で、国立特殊教育総合研究所と協力して行う教育相談の結果、久里浜養護学校への就学が適当とされた者のうち、都道府県教育委員会が推薦した者について選考のうえ決定する。

(5) 部の種類、学級数、定員

幼稚部6学級：定員18

小学部12学級(昭和48年度のみ小学部低学年6学級)：定員36(昭和48年度のみ18)

(6) その他

開校日：昭和48年9月29日

寄宿舎併設：収容人数54

3．方法

(1) 研究対象

久里浜養護学校が冊子形式で、定期的に教育活動等を文部省特殊教育課(現在の文部科学省特別支

援教育課)に報告するとともに、全国の特種教育諸学校を所管する教育委員会や特種教育センター及び全国の各養護学校に配布してきたものに、「教育年報」⁵⁾、「教育実践研究報告」⁶⁾、「手作り教材教具集」の3誌がある。このうち「教育実践研究報告」の内容については、「教育年報」に全て概要が記載されていたので、重複記載のない以下の2誌を対象とした。

教育年報

久里浜養護学校が「運営」、「教育活動」、「研究活動」等を柱としてどのような教育活動を行ってきたのかを、年度ごとにまとめたものである。本研究においては、1・2年報(昭和48年度・49年度報告、昭和49年4月発行)から31年報(平成15年度報告、平成16年3月発行)までの「教育実践に関する紹介・発表一覧」に掲載されている668本から、放送関係に関するもの、講演に関するもの及び広報紙等によるもの32本を除いた636本を対象とした。

手作り教材教具集

指導内容・方法が解明されていない重度・重複障害児教育においては、市販されている教材教具の活用だけでは不十分であるので、教材教具の開発も久里浜養護学校の役割の一つであった。そこで市販されている教材教具の活用だけでは不十分な部分を、教材教具を創作することで補い、教育実践に活用していた。この創作教材教具について、作製のねらい、工夫の要点、使用の方法、使用の効果という項目で、毎年度まとめたものである。本研究においては、創刊号(昭和63年度報告、平成元年3月発行)から16号(平成15年度報告、平成16年3月発行)までに掲載されている252本を対象とした。

(2) 整理の方法

整理の観点

「投稿先」、「投稿内容」、「国立特種教育総合研究所研究員との共同研究」に関する投稿数等の3つの観点で整理した。

カテゴリーの設定

ア. 投稿先は、「専門誌」、「市販図書」、「学会誌等」、「久里浜養護学校出版誌(以下、「自校出版誌」と記す)」及び「その他」の5区分で設定し、各々に包含される冊子は、以下のとおりとした。

- a. 専門誌:「季刊特別支援教育」、「肢体不自由教育」、「教育と医学」、「発達遅れと教育」等の専門家向けに定期的な出版されている図書
- b. 市販図書:出版会社が発行元となり、通常は書店等を通して販売される一過性の図書
- c. 学会誌等:各種学会機関誌、各種学会発表論文集、大学・研究機関紀要、科学研究費補助金等による研究助成機関報告書等
- d. 自校出版誌:久里浜養護学校出版誌のうち「教育実践研究報告」、「手づくり教材教具集」及び「障害のある乳幼児に対する早期からの指導者等研究協議会事後集録」の3誌
- e. その他:上記a～d以外のもの

イ. 投稿内容は、大区分として、「授業における指導内容・方法に関する内容」、「授業における指導ツール等に関する内容」、「保健管理・寄宿舎生活に関する内容」、「センター的役割等に関する内容」及び「その他」の5区分を設定し、それぞれには、以下の小区分に該当する内容が包含されるものとして整理した。

- a. 「授業における指導内容・方法に関する内容」:「自立活動」、「特別活動(行事)」、「指導全般」及び「移行(進路)」の4項目
- b. 「授業における指導ツール等に関する内容」:「教材教具」、「実態把握・評価法」及び「個別の指導計画」の3項目

- c. 「保健管理・寄宿舎生活に関する内容」：「保健管理」及び「寄宿舎生活」の2項目
 - d. 「センター的役割等に関する内容」：「保護者との連携」、「専門機関との連携（在校生支援）」及び「地域等支援（相談含む）」の3項目
 - e. その他：上記「a～d」の小区分に該当する13項目以外の内容
- 分析方法

政策課題解決のために設置された学校である久里浜養護学校における教育実践の成果や残された課題を明らかにするためには、我が国の特殊教育諸学校における教育課程の基準となる教育要領（特支）と学習指導要領（特支）との関連で分析していく必要がある。分析対象となる期間、すなわち久里浜養護学校が重度・重複障害児教育における指導の方法開発の役割をもって開校した昭和48年9月からその役割を終えた平成16年3月までの期間に、学習指導要領（特支）は、昭和54年、平成元年、平成11年と3度の改正告示がなされた。また、教育要領（特支）は平成元年に告示、平成11年に改正告示がなされている。したがって、昭和54年度以前を 期、昭和54年度～昭和63年度を 期、平成元年～平成10年度を 期、平成11年度～平成15年度を 期として、それぞれの期間における教育実践にかかわる投稿と告示内容との関連を検討し、政策課題解決の成果と残された課題を明らかにする方法をとる。

4. 結果

(1) 投稿先と期間別投稿数

投稿先別で全期間の投稿数（年間平均数）を示すと、自校出版誌が12.9本と最も多く、以下、学会誌等6.9本、専門誌5.3本、市販図書3.5本の順で多かった。その他1本は値が小さいので以後、このカテゴリーの統計からは除外して示す。期間別の投稿数（年間平均数）で示すと、 期23.3本、 期28.1本、 期29.9本、 期33.4本の順で多かった。（表1参照）

表1 投稿先別年間平均投稿数

	期	期	期	期	全期間
学会誌等	12.2	8.3	3.7	4.2	6.9
専門誌	7.3	6	3.7	4.8	5.3
市販図書	3.3	7.8	0.8	0.4	3.5
自校出版誌	0.5	6	21.7	24	12.9
計	23.3	28.1	29.9	33.4	

備考：平成11年度の特種教育史（文部科学省）への投稿1本は除外した。

(2) 投稿内容

期から 期までの各期間に投稿された教育実践に関する内容は、表2・表3・図1・図2・図3のとおりである。これらの結果を「授業における指導内容・方法に関する内容」、「授業における指導ツール等に関する内容」、「保健管理・寄宿舎生活に関する内容」、「センター的役割等に関する内容」及び「その他」の5区分で整理すると、以下のようになる。

「授業における指導内容・方法に関する内容」の年間平均投稿数は、7.8本（ 期）から15.2本（ 期）の間にあり、数多く投稿されていた。（表2、図1参照）

「授業における指導ツール等に関する内容」の年間平均投稿数は、5.7本（ 期）から18.2本（ 期）

の間にあり、数多く投稿されていた。この内容は、最小値の 期を基準としてみると 期が約1.5倍、 期が約3.2倍、 期が約3.1倍と 期以降、顕著に増加していた。(表2、図1参照)

投稿数の多かった「授業における指導内容・方法に関する内容」と「授業における指導ツール等に関する内容」に区分された内容の内訳(表2参照)をみると、「授業における指導内容・方法に関する内容」においては、「自立活動」に区分される内容が極めて多く、「授業における指導ツール等に関する内容」においては、「教材教具」に区分される内容が顕著に多かった。この双方をあわせると各期間とも総投稿数の半数以上を占め、最も多い 期においては、83.9%を占めていた(表3参照)。

「授業における指導ツール等に関する内容」に区分された内容のうち、実態把握・評価方法に関するものについては 期・ 期に投稿が多く、個別の指導計画に関するものは逆に 期が最も多かった(表2参照)。年度別に見ると実態把握等に関するものは、開校1年後から昭和58年度までの期前半までに多く、その後全く投稿がなかったが、平成7年度8年度の 期後半に再び増加していた(図3参照)。

自立活動に関する内容と投稿数の内訳(図2参照)は、コミュニケーションに関する内容の投稿が、全ての期間において、年間平均投稿数が2本以上で最も多かった。このコミュニケーションに関する内容以外に、年間平均投稿数が2本以上のものは、 期におけるADLに関する内容と 期における自立活動の区分(柱)全体に渡る内容の2点であった。また、各期間間で比較すると 期から 期にかけて、ADLと実態把握に関する内容を除いた他の6項目の内容全てが増加しており、 期から 期にかけては、ADLに関する内容以外全てが減少していた。

「保健管理・寄宿舎生活に関する内容」の年間平均投稿数は、全期間を通してそれぞれ2本未満と極めて少なかった。(表2、図1参照)

「センター的役割等に関する内容」の投稿数は、 期から 期まで各期間に1本ずつと極めて少なかった。 期においては、年間平均1本までに増加し、 期では年間平均7.6本と大幅に増加していた。(表2、図1参照)

このことを年度別投稿数(図4参照)でみると、地域支援に関する内容の投稿数が、 期に平成11年1本、平成12年度が5本、平成13度が5本、平成14年度が9本、平成15年度が9本、と顕著に増加していた。

「その他」に区分される内容の年間平均投稿数は、 期から 期までは減少し、 期に再び増加していた。 期は10年間の投稿数が6本と極めて少なかった。(表2、図1参照)

(3) 国立特殊教育総合研究所研究員との共同研究

各期間における共同研究による投稿数は図5に示した。年間平均投稿数は 期が5.5本と最も多く、次いで 期(2.9本)、 期(1.2)とほぼ半減していき、 期が0.2本と最も少なかった。

年度別の投稿数は図6に示した。昭和55年度の年間平均10本が最も多く、次いで昭和52年度の9本、昭和54年度の8本、昭和49・50・53年度の7本の順で多かった。また、全く投稿がなかった年度は、昭和63年度・平成2・3・8・10・11・13・14・15年度の9年間であった。

表2 投稿内容別投稿数

	期	期	期	期	全期間
授業内容・方法に関する内容	61 (10.2)	152 (15.2)	101 (10.1)	39 (7.8)	353 (11.4)
自立活動	51 (8.5)	127 (12.7)	85 (8.5)	21 (4.2)	284 (9.2)
特別活動(行事)	1 (0.2)	2 (0.2)	3 (0.3)	2 (0.4)	8 (0.3)
指導全般	9 (1.5)	21 (2.1)	11 (1.1)	11 (2.2)	52 (1.7)
移行(進路)	0 (0)	2 (0.2)	2 (0.2)	5 (1)	9 (0.3)
授業の指導ツール等に関する内容	34 (5.7)	86 (8.6)	182 (18.2)	88 (17.6)	390 (12.6)
教材教具	20 (3.3)	71 (7.1)	171 (17.1)	74 (14.8)	336 (10.8)
環境構成	0 (0)	1 (0.1)	2 (0.2)	5 (1)	8 (0.3)
実態把握・評価方法	10 (1.7)	13 (1.3)	7 (0.7)	0 (0)	30 (1.0)
個別の指導計画	4 (0.7)	1 (0.1)	2 (0.2)	9 (1.8)	16 (0.5)
保健管理・寄宿舎生活に関する内容	6 (1)	18 (1.8)	6 (0.6)	0 (0)	30 (1.0)
保健管理	5 (0.8)	12 (1.2)	3 (0.3)	0 (0)	20 (0.6)
寄宿舎生活	1 (0.2)	6 (0.6)	3 (0.3)	0 (0)	10 (0.3)
センター的役割等に関する内容	1 (0.2)	1 (0.1)	10 (1)	38 (7.6)	10 (3.2)
保護者との連携	0 (0)	0 (0)	7 (0.7)	3 (0.6)	10 (3.2)
専門機関との連携(在校生支援)	1 (0.2)	0 (0)	0 (0)	6 (1.2)	7 (0.2)
地域等支援(相談含む)	0 (0)	1 (0.1)	3 (0.3)	29 (5.8)	33 (1.1)
その他	38 (6.3)	24 (2.4)	6 (0.6)	16 (3.1)	84 (2.7)
合 計	140 (23.3)	281 (28.1)	305 (30.5)	181 (36.2)	907 (29.3)

備考：()中の値は、年間平均投稿数

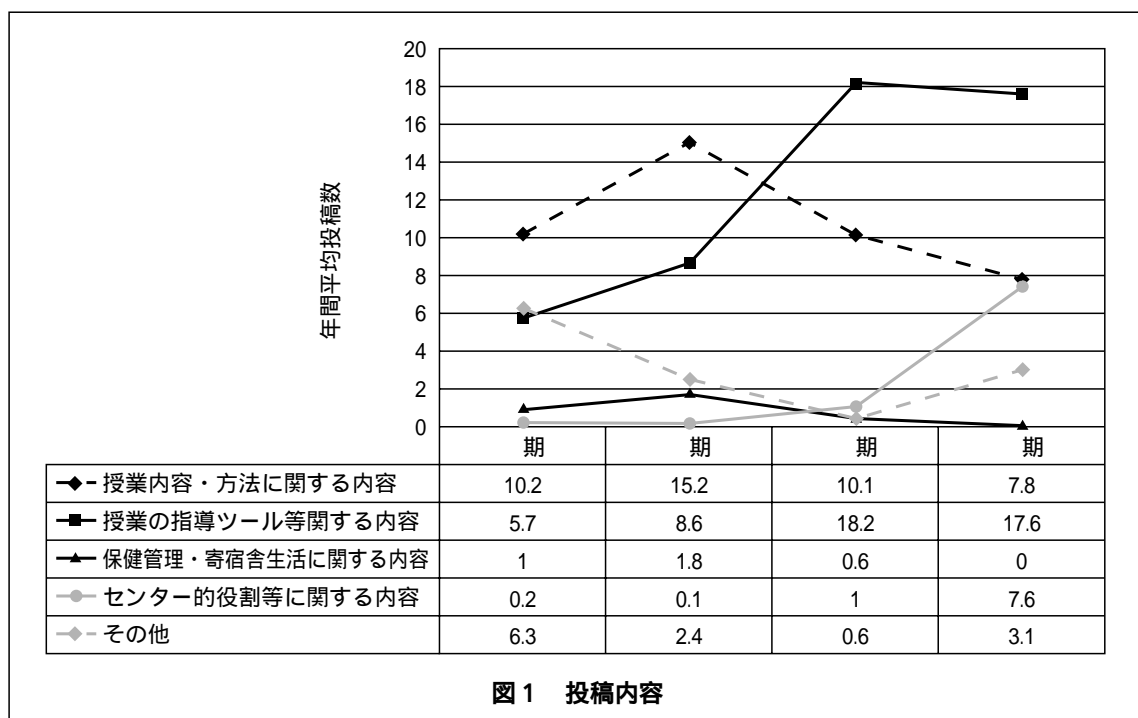


図1 投稿内容

表3 自立活動と教材教具に関する投稿数と割合

	総投稿数 (年間平均)	自立活動		教材教具		自立活動・教材教具	
		年間平均	割合	年間平均	割合	年間平均	割合
期	23.3	8.5	36.5%	3.3	14.2%	11.8	50.6%
期	28.1	12.7	45.2%	7.1	25.3%	19.8	70.5%
期	30.5	8.5	27.9%	17.1	56.1%	25.6	84.0%
期	36.2	4.2	11.6%	14.8	40.9%	19	52.5%

備考：内容重複有り

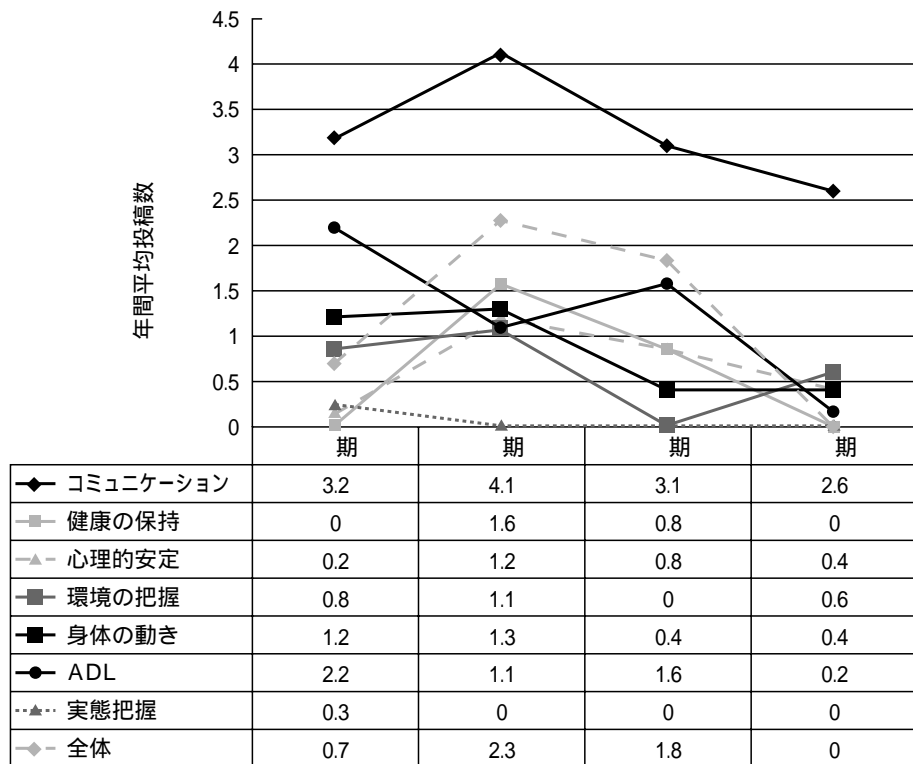


図2 自立活動に関する内容

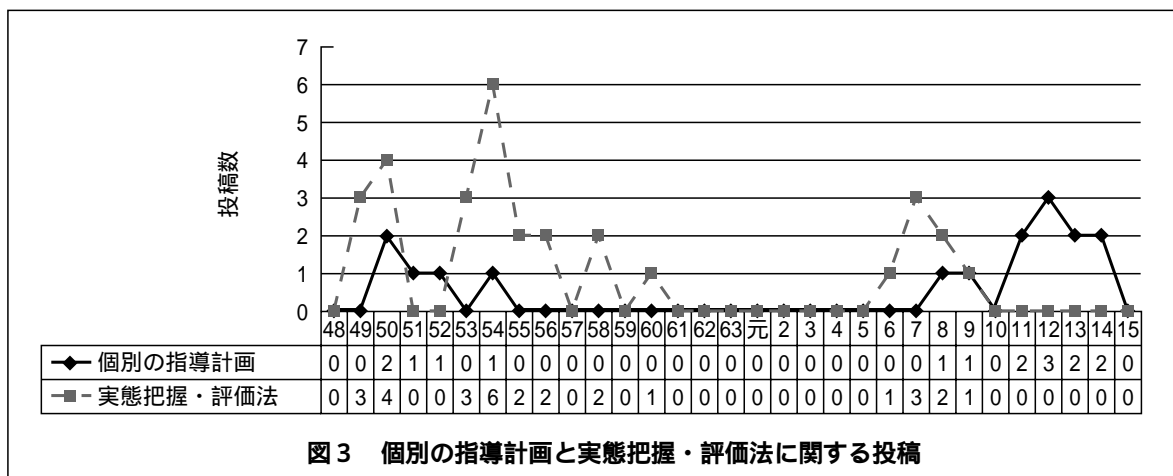
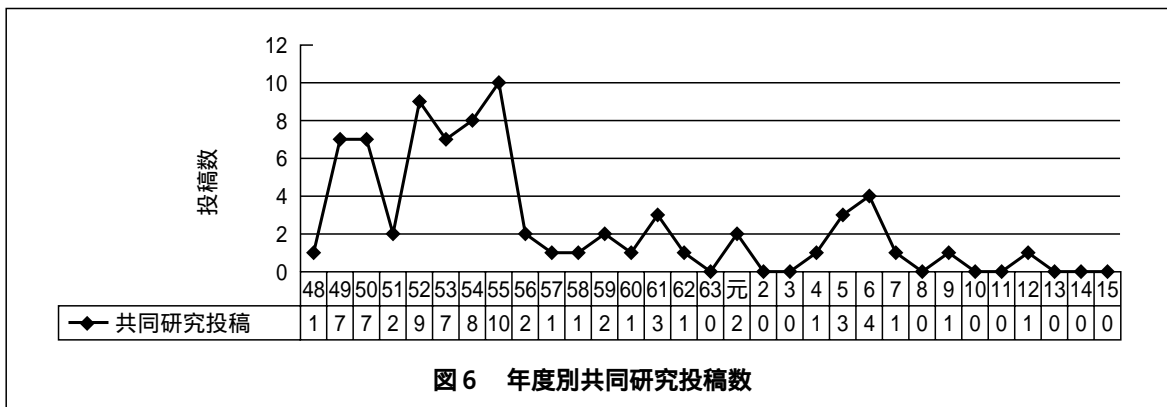
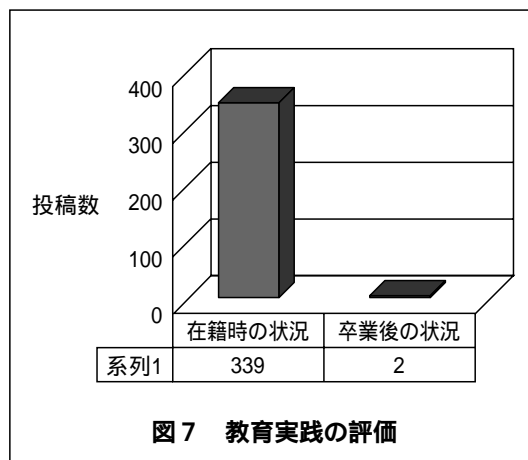
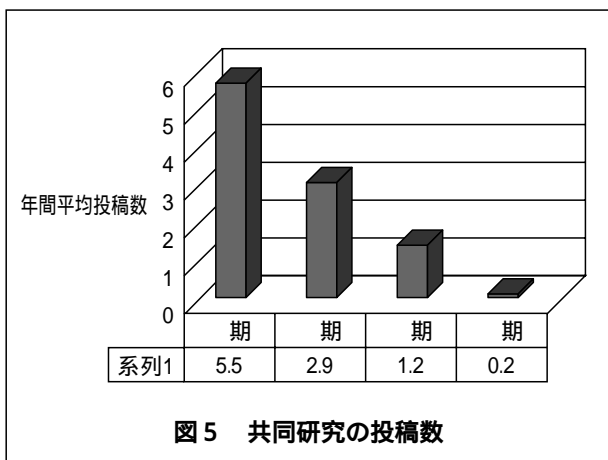
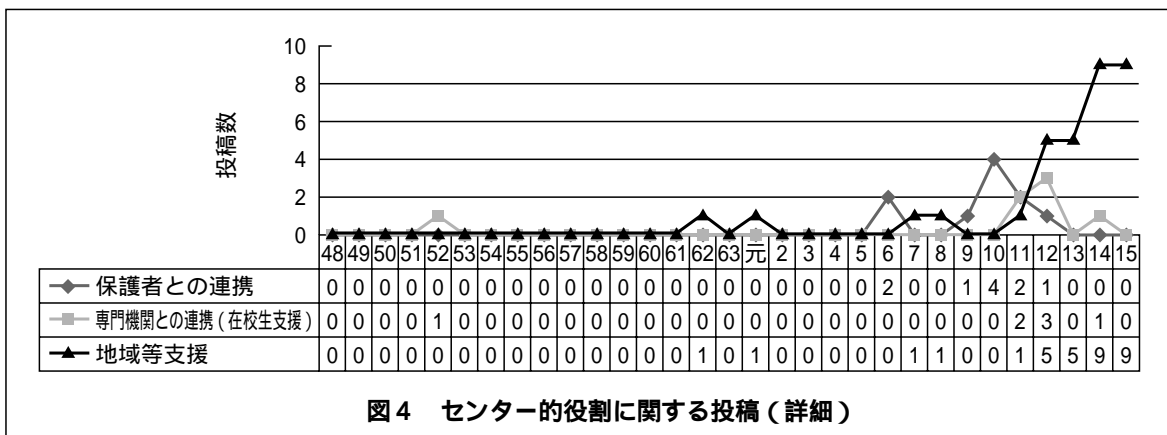


図3 個別の指導計画と実態把握・評価法に関する投稿



5 . 考察

(1) 期における課題解決事項と課題

期にかかわる学習指導要領（特支）⁷⁾で重度・重複障害児に関わる主な内容としては、次の2点のことがあげられる。

重複障害児の特殊教育諸学校就学に応じるために、昭和45年10月の教育課程審議会の答申「盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について」に基づき、「児童又は生徒の心身の状態を改

善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を培う」という目標をもつ「養護・訓練（平成11年の学習指導要領（特支）等で「自立活動」に名称変更された。以下、自立活動（養護・訓練）と記す）」が、初めて障害に応じた特別な指導分野として、教育課程の編成領域の一つに新たに位置づけられたこと。

障害の種類・程度及び適性等の多様性に応じた教育を行うため、「重複障害者のうち学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に変えて自立活動（養護・訓練）を主として行うこと」等が重複障害者等にかかわる教育課程編成の特例として示されたこと。

このように養護学校教育の義務化にむけて、それまで就学の猶予・免除となっていた重度・重複障害児の受け入れの課題である教育内容が、この創設される自立活動（養護・訓練）を中心に考えられており、したがって、久里浜養護学校の使命である重度・重複障害児教育における指導の方法開発は、この自立活動（養護・訓練）の指導内容・方法の開発にあったと考えられる。

この時期の自立活動（養護・訓練）の投稿数を見てみると、全投稿数の1/3強を占め（表3参照）その内訳は、コミュニケーションに関するものとA D Lに関するものが多く、就学後の集団生活にできるだけ早く適応できるための内容の選択が優先されていたと考えられた（図2参照）。このようにこの時期の自立活動（養護・訓練）の指導における方法開発は、まず学校生活を送るうえで必要となる生活能力面の改善・向上を目指したものを主としていたが、昭和54年度の学習指導要領（特支）⁸⁾の改訂内容から、このことは十分に解決できていなかったことが推測される。

つまり昭和54年度の学習指導要領（特支）では、心身の障害によって通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う「訪問教育に関する特例」を設けているが、その背景には、就学の義務化を実施させたとしても、通学して円滑に学校生活を送ることができるまでに指導内容・方法及び教育環境を準備することが困難であるとの判断があったと推察されるからである。また、この時期、実態把握に関する投稿が多く認められるが（図3参照）このこともまだ取り組みが端緒であったことを示唆していると考えられる。

（2） 期における課題解決事項と課題

期にかかわる学習指導要領（特支）の改訂、すなわち昭和54年度の改訂で重度・重複障害児に関わる内容において特筆されることは、前述のとおり、訪問指導に関する特例が設けられたことである。

この規定は、心身の障害によって通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、重複障害者に関する特例にある「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童生徒の場合」の内容や「学習が困難な児童生徒に関する特例」によることができるとされるものである。後者については、知的障害児教育で長い実践経験のある「教科内容の下学年適応等」のことであるので、教育上の経験、ノウハウ等の蓄積は少なからずあったことは推測されるが、前者については、実践経験の少ない「自立活動（養護・訓練）を主とした教育課程」であるので、教育上の経験やノウハウ等の蓄積は 期同様少ないものである。したがって、この時期の久里浜養護学校の具体的使命は、やはり自立活動（養護・訓練）の指導内容・方法の開発にあったといえる。

この時期の自立活動に関する内容の投稿は、 期の全投稿数の42.5%であった（表3参照）。その具体的内容は、コミュニケーションに関する内容の投稿が飛びぬけて多いものの、コミュニケーション以外の内容も実態把握に関する内容を除き、ほぼ均等に年間平均1本以上投稿があった（図2参照）。このことから自立活動の指導内容が、学校生活を送るうえで必要となる生活能力面の改善・向上を目指したもののだけでなく、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目指す取り組み

みまでに拡充したことが推察される。

この様子は、⁹⁾ 期終了後における平成元年度の学習指導要領（特支）の改訂内容からも垣間見ることが出来る。この学習指導要領（特支）改訂では、自立活動（養護・訓練）において、目標は従前どおりとしながらも、内容はより具体的に示すという観点から4区分（柱）を5区分（柱）に改められ、内容の項目についても、具体的な指導事項を選定する観点が明確になるように12項目を18項目に改められている。

つまりこのことは、⁹⁾ 期において、この領域に関する指導方法の開発が一定の成果をあげ、学習指導要領（特支）等の内容をより具体的に提示できるまでに、教育実践が蓄積されてきたことを示唆している。

また、この時期、国立特殊教育研究所研究員との共同研究による投稿は、⁹⁾ 期の年間平均数と比較し半減しているものの、単年度で見るとこの時期の昭和55年度が最も多かった。昭和56年度以降の投稿数は極端に減少していることから、共同研究による投稿は、⁹⁾ 期の前半までで一応の区切りがっていた。したがって、この時期の前半に、自立活動（養護・訓練）の指導方法開発における基礎的データの蓄積は、一応の区切りがついたと考えられる。（図5、図6参照）

（3）⁹⁾ 期における課題解決事項と課題

⁹⁾ 期にかかわる学習指導要領（特支）・教育要領（特支）（以下、「学習指導要領（特支）等」と記す）の改訂と告示、すなわち平成元年の学習指導要領（特支）の改訂と平成元年の教育要領（特支）¹⁰⁾の告示で、特筆される重度・重複障害児に関わる主な内容は、次の4点である。

自立活動（養護・訓練）の領域においては、これまでの実施を踏まえ、内容等の再編成が行われたこと。

個別の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることも努めることが加えられたこと。

個別の指導計画の作成等に当たり配慮すべき事項として、効果的な指導ができるように教材等の精選を図ることが加えられたこと。

障害児の早期教育の充実を図るために教育要領（特支）が初めて告示され、幼児教育においても障害に応じた特別な指導分野として、自立活動（養護・訓練）が教育課程の編成領域の一つに新たに位置づけられたこと。

この時期の久里浜養護学校の具体的な使命は、学習指導要領（特支）等の内容と久里浜養護学校の教育計画^{4) 5)}から考えると、おおよそ 効果的な教材教具の選定・開発及び自立活動（養護・訓練）における指導内容・方法の開発、⁹⁾ 過重負担にならない交流活動や交流教育の内容・方法の開発、この2点に包含される。

⁹⁾ 期の自立活動に関する内容の投稿は、この時期の全投稿数の27.9%であり、教材教具に関する内容は、56.1%であった。双方合わせると84.0%を占めていた（表3参照）。つまり、投稿内容のほとんどは、幼稚部幼児も含め、自立活動における指導の方法開発のための教育実践と重度・重複障害児の効果的指導を行うための教材教具の選定・開発であった。

平成11年度の学習指導要領（特支）等^{11) 12)}の改訂においては、自立活動（養護・訓練）の内容の項目が18項目から22項目に改められ、この時期に指導内容・方法の開発が一層拡充したことを示唆している。また、選定・開発された教材教具は、「手作り教材教具集」にまとめられ、平成元年から毎年、文部省特殊教育課、全国の特殊教育諸学校を所管する教育委員会や特殊教育センター及び全国の各養護学校に配布されてきた。したがって、前者の課題については、一定の課題解決の役割を果たしたこと

が推測できる。

特別活動（交流教育・交流活動とそれ以外の行事も含まれている）に関する投稿数は、年間平均0.5本未満と極めて少ない水準で 期から推移していた（表2参照）。したがってこの課題は、前者の課題と比較して、十分な教育実践の蓄積ができなかったと推測される。この原因としては、久里浜養護学校の入学募集の範囲が全国であったり⁴⁾、教員も全国の都道府県からの3年程度の人事交流で勤務していた者がほとんどであったり¹³⁾¹⁴⁾して、地域住民や地域の学校と継続的に密接な関係づくりを行うことが、困難な条件にあったことが一つの要因であったと考えられる。

（4） 期における課題解決事項と課題

期にかかわる学習指導要領（特支）等の改訂、すなわち、平成11年の改訂で、重度・重複障害児に関わる主な内容は、次の4点である。

早期からの適切な対応、幼稚部において3歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を新たに規定（小・中学部及び高等部においても特殊教育に関する相談のセンターとしての役割について新たに規定）

重複障害の幼児について、指導上の留意事項に専門機関との連携に特に配慮することが示されたこと。

自立を目指した主体的な指導を一層推進する観点から、領域名「養護・訓練」が「自立活動」に名称変更され、目標にその旨が明記された。また、内容についても、コミュニケーションや運動・動作などの基本的技能に関する指導等が充実されるように改善された。

個に応じた指導を行うことを一層明確にするために「個別の指導計画を作成する」ことが明示された。

この時期の久里浜養護学校の具体的な使命は、学習指導要領（特支）等の改訂内容と久里浜養護学校の教育計画⁴⁾⁵⁾から考えると、おおよそ、個に応じた指導内容・方法の一層の開発、特殊教育に関する相談のセンターとしての役割（早期教育相談活動も含む）の推進、この2点に包含される。

前者の場合、具体的には自立活動において、「個別の指導計画」の策定、実施、評価をして、個に応じた指導を行うことを意味すると考えられる。

久里浜養護学校における個別の指導計画に関する投稿数は、期後半において、個別の指導計画に関する内容が僅かに認められるものの、実態把握・評価方法に関する内容のものがほとんどであった。個別の指導計画に関する内容の投稿は、期に入ってから顕著に増加した。（図3参照）

実態把握と評価の双方が的確に実施できる方法を持たないと、個に応じた指導計画は作成できず、意図的計画的な個に応じた教育実践は行えない。このことを改めて示した結果であったと考える。「個に応じた指導内容・方法の一層の開発」のツールとなる個別の指導計画作成を、教育実践に基づいて示したことによって、この時期の久里浜養護学校に求められた前者の課題解決策の一つは提案できたと考えられる。

このことは、平成20年の学習指導要領（特支）等改定案¹⁵⁾¹⁶⁾に、「個々の幼児児童生徒の実態把握は、すべての教育活動に必要なことであるが、自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから特に重要である。」という観点から、「個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。」が新たに示されたことから示唆される。

後者の課題である特殊教育に関する相談のセンターとしての役割（早期教育相談活動も含む）の推進については、久里浜養護学校の教育計画から読み取ると、具体的には、校務分掌や校内組織を工夫

して、早期教育相談室の設置や専任の担当者を配置して、地域住民に対する早期教育相談会や幼稚園・保育所・小学校等へ訪問して相談活動を実施することであったり、障害児を支援する教育・福祉機関などと連携協力を図り、ネットワークづくりを推進することであったり、長期休業期間中における人材をも含めた学校の教育力を開放することであったりする地域支援活動であった。これらに分類される教育実践活動に関する投稿は、これまで 期後半に時折認められる程度であったものが、 期に入って飛躍的に増加していた（図4参照）。このことから特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を推進するという課題は、校務分掌や校内組織を工夫して取り組んだことにより、数多くその教育実践が投稿できるまでに、教育実践の経験を蓄積することができ、当面の課題は達成されたと考えられる。

このことは、平成20年の学習指導要領（特支）等改訂公表に伴う文部科学省主催の新教育課程説明資料¹⁷⁾¹⁸⁾に「特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、各学校において、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、学校として組織的に取り組むことが必要である。」という記載があることから示唆される。

（5）全体をとおして

国立特殊教育総合研究所との共同研究による投稿は、昭和54年度の養護学校教育義務制実施後2年を過ぎると急速に減少していた（図6参照）。本来であれば、相互協力を法令で規定されている機関であるので、継続して実施していく必要があったものだと考える。前出の臨時教育審議会の第三次答申でも一層の相互協力が求められたところでもある。効率よく先導的に教育実践を実施するためには、研究者との協働作業が欠かせないものである。もともと久里浜養護学校は国立特殊教育総合研究所の附属教育実験施設として構想されながら、会計法上等の問題から、隣接しながらも独立した組織として設置された経緯がある¹³⁾。組織が異なると経費負担をどちらがするか等の問題が生じ、また人事管理体制が異なることで、プロジェクトチームも維持されにくい。このようなことで取り組みが長期になり、課題の話題性が希薄になると継続が困難になり易い。概要で紹介したとおり、久里浜養護学校の教師は、校長、教頭、教諭、養護教諭の合計32人である。各期間の年間平均投稿数（表2参照）は、期23.3本、期28.1本、期29.9本、期33.4本と各期間において、年間一人当たり1本程度の投稿をしているほど意欲的な教師集団である。このような教師集団をもつ久里浜養護学校でさえ、前述のようなことが原因で、相互協力関係を円滑に継続させることができなかつたようである。長期的視点で解決を求めなければならない課題を与える場合、でき得るならば校長のもとに研究スタッフと実践スタッフが対等にパートナーとして配置されるような組織づくりが効果的であると考えられる。

また、今日のように障害者を取りまく障害観や自立観の変遷期においては、常に利用当事者のニーズ充足を念頭におき、支援のあり方を考えていく必要がある。久里浜養護学校においては、指導内容・方法の開発が在籍者の状況から評価・点検していることがほとんどであり、卒業者の生活実態から評価・点検しているものは、筆者の研究も含めて2件と少ない（図7参照）。それも個人申請の研究助成金による研究であり規模も小さい。現在、我が国では障害のある方達に対するの生涯を見据えた支援体制が求められている。平成15年から実施された障害者基本計画において、個別の支援計画作成が示されたこともこのような理由によるものである。このような視点に立てば、個別の教育計画（就学期間内の個別の支援計画）も文部科学省が解説するような「乳幼児から学校卒業まで」というスパンではなく、卒業後の生活を見通した取り組みの努力が必要となると考える。このような観点から、久里浜養護学校卒業生への追跡調査を実施し、これまで開発してきた指導の方法を卒業生の生活実態から再評価・点検してみることが、今後の重度・重複障害児教育の向上に重要なことであると考えられる。

6. まとめ

本稿は、政策課題解決を使命とする学校の教育実践の指針づくりに資する目的で、昭和54年度の養護学校教育義務制実施の準備のため設置された久里浜養護学校の教育実践と学習指導要領（特支）等との関連から、与えられた政策課題の達成と残された課題について検討した。久里浜養護学校の教育実践は、冊子形式のものに投稿された数や内容から把握した。その結果、以下の知見を得ることができた。

1. 久里浜養護学校に求められた具体的な課題は、自立活動（養護・訓練）の指導内容・方法の開発を基軸としながら、それに付随する教材教具の開発、個別の指導計画（実態把握・計画・実施・評価）の作成方法の開発及び地域における特別支援教育のセンターとしての役割（早期の教育相談活動も含む）を果たすための方法開発であったことが示唆された。
2. 学習指導要領（特支）等における重度・重複障害児教育に関する内容の改善と久里浜養護学校における教育実践の成果とは、密接な関係が認められ、久里浜養護学校に求められた具体的な課題解決のための教育実践経験は蓄積されたと考えられた。
3. 障害観や自立観など、障害児を取り巻く状況が大きく変化し、教育実践を再評価・点検するための追跡調査を早急に実施することが課題であると示唆された。
4. 先導的に教育実践を実施するためには、研究者との協働作業が必要であり、これを円滑に推進するためには、研究スタッフと実践スタッフが対等なパートナーとして配置されるような、学校の組織づくりが必要であると考えられた。

文献

- 1) 臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」1987年。
- 2) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀の特殊教育の在り方について（最終）報告」2001年。
- 3) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」2003年。
- 4) 国立久里浜養護学校「昭和49年度 学校要覧」～「平成15年度 学校要覧」, 1974年～2003年。
- 5) 国立久里浜養護学校「教育年報第1・2年報」～「教育年報第31年報」, 1976年～2004年。
- 6) 国立久里浜養護学校「手作り教材教具集-1」～「手作り教材教具集-16」, 1989年～2004年。
- 7) 文部省「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」, 1971年。
- 8) 文部省「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」, 1979年。
- 9) 文部省「特殊教育諸学校幼稚部教育要領」, 1989年。
- 10) 文部省「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領」, 1989年。
- 11) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」, 1999年。
- 12) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」, 1999年。
- 13) 国立久里浜養護学校「十年のあゆみ」, 1984年。
- 14) 国立久里浜養護学校「学校三十年誌」, 2003年。
- 15) 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領案」, 2008年。

- 16) 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導案」, 2008年 .
- 17) 文部科学省「平成20年度 新教育課程説明資料 (特別支援学校)」, 2009年 .
- 18) 文部科学省「平成20年度 新教育課程説明資料 (特別支援学校)」, 2009年 .
- 19) 吉川明守「重度・重複障害児に対する教育内容に関する研究 - 重度・重複障害をもつ義務教育修了者の実態に基づいて - 」平成6年度科学研究費補助金(奨励研究B)研究実績報告書, 1995年 .
- 20) 共生社会政策統括官「障害者基本計画」, 2002年 .
- 21) 文部省「特殊教育諸学校学習指導要領解説 - 養護学校(肢体不自由)編 - 」, 1992年 .
- 22) 村田茂「新版 日本の肢体不自由教育 - その歴史的発展と展望」, 1997年 .
- 23) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説 - 自立活動編 - (幼稚部・小学部・中学部・高等部)」, 2000年 .
- 24) 文部省「盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説 - 総則編 - (幼稚部・小学部・中学部・高等部)」, 2000年 .